

令和8年8月
防 衛 省

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方
公務員の兼業の特例に関する法律第三条第一項の規定による予備自
衛官等の兼業に関する規則案について

1 制定の趣旨

本規則は、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（令和8年法律第40号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般職の国家公務員が予備自衛官等の職務に従事することについての承認に係る手続及び所轄庁の長の承認基準を具体的に定めるものである。

2 制定の概要

- (1) 法第3条第1項第4号の所轄庁の長による承認が必要となる場合について定める。（第1条関係）
- (2) 予備自衛官等の職務に従事することの承認に当たり、所轄庁の長への申請事項を定める。（第2条関係）
- (3) 予備自衛官等の職務に従事することの承認に当たり、所轄庁の長の承認基準を定める。（第3条関係）
- (4) 制度の透明性及び事後的な検証を可能にするため、承認に関する台帳の作成について定める。（第4条関係）

3 施行期日

法の施行の日（令和 年 月 日）